



民生委員・児童委員の活動内容は？

おおむね 300～400 世帯ごとに 1 人いて、地域住民の生活上の相談に乗ります。一緒に解決方法を考えるだけでなく、市や社会福祉協議会などと連携して、福祉制度の紹介や支援をします。また、民生委員は児童委員を兼ねていて、子どもたちが安心して暮らせるよう見守り、子育ての不安などの相談・支援を行います。特に、児童のことを専門に担当する人を「主任児童委員」といいます。

特別な資格は要りますか？

特別資格は必要はありません。市から活動に必要な福祉の情報が伝えられ、必要な知識や技能を学ぶ研修が行われます。

民生委員 児童委員

心強い福祉の相談役

民生委員・児童委員、主任児童委員が3年に1度の改選

生活上の悩みをあなたと解決

民生委員・児童委員に興味がある人は地域福祉課へ

地域で福祉の相談役として活動する、民生委員・児童委員。1人暮らし、寝たきりの高齢者への声掛けや安否確認、福祉制度・各種サービスの情報提供や関係機関との調整などを行っています。11月末で3年の任期が満了し、全国一斉に改選。今後、各地域で委員選出の手続きが行われます。同委員は、自治会など地域から推薦され、市の民生委員推薦会、県知事を経て、厚生労働大臣が委嘱します。地域の福祉活動に興味がある人は、市役所1階の地域福祉課へ。

問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1172

花と緑のコンクールとオープンガーデン

自慢の草花や庭をお披露目

花と緑のコンクール作品を募集

日頃、丹精込めて育てている草花などの写真を募集。よく手入れされている様子が見える、優秀な作品を表彰します。

最優秀作品には副賞としてギフトカード3,000円分と園芸用品を進呈。入賞を逃した人にもギフトカード1,000円分を贈呈します。

希望者は、市役所5階の緑化協会と各行政センターに備え付けの申込書に平成30年12月以降に撮影した写真

(89^{センチ}×127^{センチ})を6枚(全体風景が分かるものを含む)添えて11月29日(金)までに同協会へ。

川西オープンガーデンを開催

5月17日(金)～19日(日)に「川西オープンガーデン」を開催。今年は24件の庭主が参加します。

時間は午前10時～正午と午後1時～5時。庭主によって日時が異なる場合があります。あらかじめ、市役所5階の緑化協会や公園緑地課、各行政センターなどに備え付けのマップで確認してください。

問い合わせ 緑化協会 ☎(759)0805

住まい

住居の改修をサポート

住まいの耐震化をサポート

昭和56年5月以前に着工された耐震性の低い住宅を対象に、耐震改修費を補助します。

【簡易耐震診断】

専門の診断員が住宅の耐震性を無料で診断します。

【耐震改修費補助】

耐震性を向上させるための改修工事や屋根の軽量化などにかかる費用の一部を補助します。補助額は、耐震改修計画策定費が上限20万円。耐震改修工費が上限130万円。簡易耐震改修工費が定額50万円。シェルター型工費が定額50万円。屋根軽量化工費が定額50万円。建替工費が定額100万円。防災ベッドなど設置助成が定額10万円です。申し込み方法など、詳しくは住宅政策課☎(740)1205へ。

個人住宅に設置されている

バリアフリー改造を助成

手すりの取り付けと段差解消にかかる費用の一部を助成。制度改正により助成額などが変更されました。

住宅改造（一般型） 対象は65歳以上の高齢者がいる世帯。詳しくは地域福祉課☎(740)1174へ。

住宅改造（特別型） 対象は介護保険の要介護・要支援の認定を受けた人がいる世帯と障害者手帳の交付を受けた人がいる世帯。詳しくは介護保険課☎(740)1148へ。

ブロック塀などの撤去を上限20万円まで補助します。

対象は通行に利用される道に面している、建築基準法の規定に適合していないブロック塀などです。撤去する前に申請が必要です。すでに撤去済みの場合は、補助を受けることができません。申し込み方法など詳しくは住宅政策課☎(740)1205へ。



面積要件を緩和

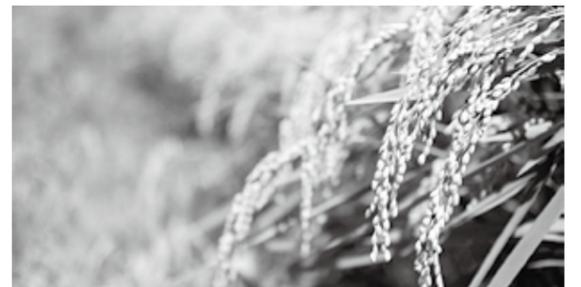
生産緑地地区の 新規・追加指定を受け付け

問い合わせ 都市政策課 ☎(740)1201
産業振興課 ☎(740)1164

指定申し出の受け付けは 6月3日から28日まで

3月27日に「市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」が制定され、生産緑地地区を指定するための面積要件が、従来の500平方メートル以上から、300平方メートル以上に緩和されました。

一筆で300平方メートル未満の場合でも、隣接する農地との一体性が見られれば、一団の農地とみなして指定できる



場合があります。

指定要件や申出書類の詳細は、市ホームページか市役所5階の都市政策課、同2階の産業振興課に備え付けの「申出の手引き」をご覧ください。

6月3日(月)から28日(金)まで、都市政策課で新規・追加指定を受け付けます。郵送による申し出も可。詳しくは市ホームページへ。

市ホームページ
2次元コード

